

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（製造等が禁止される有害物等） 第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。 一～八 （略） 九 石綿（第四号及び第五号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第八の二に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の一パーセントを超えるもの 十 （略） 十一 （略） 2 （略）</p> <p>別表第八の二 石綿を含有する製品（第十六条関係）</p> <p>一 石綿セメント円筒 二 押出成形セメント板 三 住宅屋根用化粧スレート 四 繊維強化セメント板 五 窯業系サイディング 六 クラッチフェーシング 七 クラッチライニング 八 ブレーキパッド 九 ブレーキライニング 十 接着剤</p>	<p>（製造等が禁止される有害物等） 第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。 一～八 （略） 九 （略） 十 （略） 2 （略）</p>